

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1	審議会名	第104回安曇野市土地利用審議会
2	日 時	令和3年7月29日(木) 午後1時22分から午後2時00分まで
3	会 場	安曇野市役所
4	出席委員	7名中7名(委員名簿非公開)
5	市側出席者	山田係長、黒岩主査、城田主事(都市計画課) 井口課長、高山係長(建築住宅課)
6	公開・非公開の別	非公開
7	非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8	会議概要作成年月日	令和3年8月2日
協 議 事 項 等		
1	会議の概要	
	(1) 開 会	
	(2) あいさつ	
	(3) 報告事項	
		・第103回土地利用審議会議事録について
	(4) 審議案件	
	(5) その他	
	(6) 閉 会	
2	審議概要	
	(1) 報告事項	
		・第103回土地利用審議会議事録について
		○ 誤り等のないことを確認した。
	(2) 審議案件	
		・審議案件(1)について 資料説明(事務局)
		○ 詳しく緑地の移設について教えていただきたい。交換あるいは売買のような形で移設されているのか、面積はどうか、一般の住民の方からも質問があったのか、実際にこのようなことが可能でこうなっているのであろうが、詳しく教えてもらいたい。
		→ それでは経過から説明させていただく、資料は土地利用基本図、公図をご覧いただきたい。 今回の当該地南の緑地は安曇野市が所有する雑種地である。この雑種地については、当該地東の、10戸の土地を開発した際の開発緑地であり、開発行為については、平成19年に県許可を受けている経過がある。その後、緑地は市に帰属し、分譲地の住民と市とで協定を締結し、管理を住民に行っていた。それを今回は、今までは東西だったものを南北に、面積的には同等の緑地を移設するということである。先程、地元説明会の中の説明でも申し上げたが、隣接をされる方が、近くに緑地があるということで、活用性があったということで、今回の移設について、そもそも反対をする旨といった意見がなされていたが、場所的には東西から南北に位置が変わるが、引き続き緑地としての取り扱いが可能だということで、代理人から反対された方への個別の説明がなされて、承知をいただいたことを確認している。

ただ、住民の皆様からは、管理については負担になっているということであるので、今回新たな4棟の住宅にお住まいの方にも、この緑地を管理して頂きたいと要望があった。事業者で、その要望を、今回こちらにお住まいの方にはその旨を伝え、一緒に管理をしていくということで承知を頂いた経過が確認できる。都市計画法上の取り扱いについては許可権者である長野県と事業者が確認しており、同等程度の移設であれば可能だという回答がなされている。詳細については以上となる。

○ 開発道路の取り扱いはどうなるのか。

→ こちらについては位置指定道路等の取扱いでなく、あくまで市道認定を予定しているということを知っている。

○ 市道認定は行き止まりで認定基準に該当するのか。

→ 監理課で所管している市道基準に合致した道路にするということを知っている。

○ 他に何かあるか。他に意見等がなければまとめさせていただく。緑地の扱いについては、特に業者から売買契約をする時に、管理する仲間に入らせていただくということの徹底と、道路の認定については、市道に認定できる基準での工事内容であること、この2点を確認して頂いて、前へ進めるということによろしいか。

→ よい。

・ 審議案件（2）について
資料説明（事務局）

○ 資料の土地利用基本図の赤線でかこまれた区画以外の残された南の土地は、実は農地ではなかったということか。

→ 恐らく違反転用であり、許可なく地主の方が、住宅の敷地の一部として使われていた経過がある。使い方については資料の土地利用計画図にあるが、現地に行くと、隣接の所有者の方の祭祀スペースということで、祠のようなものがある。こちらで祭事の際に、駐車スペースとして使っていた経過があるものと思われる。今回、農地転用や農振除外については是正ということで手続きがされたということである。

○ 航空写真を見ると、用悪水路を挟んで、既存宅地の東側の土地も既に使われているように見えるが、それについては何か手続きを考えているか。

→ 当該地東の土地であるが、現地に行くと農地とはなっていないかに見える箇所ではあるが、青地農地であり、あくまで農地として使われていたという場所であり、今回の手続きの中には入っていないということである。

○ 現況の農地として見られるか。

→ 航空写真のご指摘の箇所については、色が変わっていることから、更地のように見える。現況も農地としての利用は難しいのではないかと見えたのが現状である。

○ 指導として、合わせてこの際に手続きを進めた方がいいのか、事務局としてはどう考えているか。

→ あくまで農地転用ということで、農業委員会の事務局の中で指導があったものと思われる。そこについては確認をさせて頂く。今回の除外について、当該地東側の土地については是正を求めるということを、事務局として行っており、恐らく何らかの指導が行われたと思われるが、確認をさせて頂きたい。また、指導をしていないということであれば、農地への復元等をお願いしたい。

○ 当該地東の農地は農振除外されていると言われたが、これはいつの時点で農振除外されているのか。

→ 今年の3月に農振除外をされた経過がある。事前の意見聴取等があったと思われる。

○ 令和2年度の会議の時に出ているということであるか。

→ そうである。

○ 他に何かあるか。他に意見等がなければまとめさせていただく。農地の取扱いについて、農地なのか、農地ではないのかということも含めて、関係部署にも問合せし、適正な土地利用となるように確認をして頂きたい。あわせて、南側に残っている土地は当該地の一部ということであるが、令和2年ごろに農振除外されている。これらの確認をして頂き、前へ進めるということによろしいか。

○ よい。

(3) その他

- ・ 次回日程調整（事務局）

以上